

15 自己点検・評価等

(1) 自己点検・評価を恒常的に行う制度・システムの内容

【現状の説明】

平成12年4月1日、島根県立大学の開学とともに、島根県立大学自己点検・評価委員会規程を制定、施行し、大学の自己点検・評価の体制を整えた。

島根県立大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）は、学長を委員長とし、委員には学部長、北東アジア地域研究センター長、メディアセンター長、就職部長、学生生活部長、交流センター長、事務局長で組織されている。委員会は、全学に関わる自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、公表する役割を担っている。その審議事項は以下のとおりである。

- ① 自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定に関すること
- ② 自己点検・評価の実施に関すること
- ③ 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- ④ その他学長が諮問した事項

島根県立大学自己点検・評価委員会には、総合政策学部、北東アジア地域研究センター、メディアセンター、交流センター及び事務局のそれぞれに係る自己点検・評価を実施させるため、総合政策学部自己点検・評価実施委員会、北東アジア地域研究センター自己点検・評価実施委員会、メディアセンター自己点検・評価実施委員会、交流センター自己点検・評価委員会及び事務局自己点検・評価委員会（以下「実施委員会」という。）を設置している。

この実施委員会の委員は、委員会の委員長が指名する実施委員会委員で構成し、島根県立大学を構成する学部、各センター、事務局それぞれが自己点検・評価を専門的に実施する体制を整えている。また、各実施委員会で点検・評価した結果については、各実施委員会による合同委員会で検討・調整したものを委員会で審議する体制としている。

○ 自己点検・評価の活動状況

1) 平成12年度

平成12年7月に第1回自己点検・評価委員会を開催し、財団法人大学基準協会への正式加盟（維持会員）を前提に、自己点検・評価を行うことを確認し、速やかに各実施委員会の構成及び点検評価項目の検討を実施し、平成13年度中には、本学として初めての自己点検・評価報告書を刊行し、公表するという基本方針を決定した。

2) 平成13年度

平成13年7月には、各実施委員会の構成員や主要な点検項目を決定し、実施体制を確立した。

3) 平成14年度

平成14年3月に本学にとって初めての「自己点検・評価報告書」を刊行し、公

表を行った。

4) 平成16年度

平成16年度で大学設置後完成年度を経過したことを踏まえ、平成17年度に(財)大学基準協会の認証評価(加盟申請)を行うことを目標に、(財)大学基準協会における大学評価の主要点検・項目に基づく、自己点検・評価に着手した。

また、大学院については、その開設(平成15年)と同時に、島根県立大学大学院自己点検・評価委員会を設置し、学長を委員長とし、委員には北東アジア研究科長、開発研究科長、北東アジア研究科委員(1名)、開発研究科委員(1名)、事務局長で組織されている。

今回の大学院の自己点検・評価は、本来は大学院完成後に実施するものであるが、大学(総合政策学部)の自己点検・評価の実施に併せ、現時点における点検・評価を実施することにしたものである。

【点検・評価】

第1回自己点検・評価

創立2年の新しい大学で、在校生は2学年、そして若干の3年次編入学生が在学するだけの状況にあったが、この時期にあえて自己点検・評価を行った要因としては、

- ① 大学の基礎と特徴をしっかりと固めておく必要があること
- ② 大学準備・建学期の知恵をまとめ、大学史の1頁を整理しておく必要があること
- ③ 大学院の設置を進めるために本学の現状を再検討する必要があること

という、3点が挙げられた。

第1回自己点検・評価は、現在の大学が「ある意味で明治維新、戦後改革の教育刷新の時代にも匹敵すべき大転換期」に置かれているという状況を意識したものであり、大学刷新の要請のポイント及び対応の基本を①研究中心の大学から教育中心の大学への転換、②大学における競争原理の導入、③民間、地域から孤立しがちな傾向の改善、と取りまとめているが、国立大学の法人化など、その後の大学改革に向けた認識を先取りした自己点検・評価であった。

しかしながら、自己点検・評価の結果を踏まえた課題に対して取り組みは始めているものの、全学を挙げての改善していく体制が整えられているとはいえ、十分に成果として現れていない点は、反省しなければならない。

第2回自己点検・評価の有効性

今回実施する自己点検・評価は、大学完成後初めて実施するものであり、上記第1回点検・評価での課題を再確認し、現状と比較することにより改善の進捗状況を把握

するとともに、改めて改善の必要性、新たな課題の認識をする上で、大きな意義があるものである。

また、今回の自己・点検評価に当たっては、総合政策学部自己点検・評価実施委員会の委員に総合政策学部属する各委員会組織の委員長を選任し、各点検・評価項目について、各委員会において点検・評価を実施する体制とした。このことにより、より多くの教職員が本学の自己点検・評価作業に関与し、現状を点検し、その長所や課題、問題点について議論することにより、多くの教職員の共通認識の下で、将来の改善・改革に向けた方策を検討することとしたものである。

このことは、前回の反省点であった「全学を挙げて改善していく体制づくり」の基礎となるものである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価を恒常的・定期的実施する必要がある。そのためには、自己点検・評価のプロセスに、学生・卒業生や学生の就職先、地域の人々などを含む学外者の意見をもっと積極的に反映する場設ける必要がある。また、(財)大学基準協会に加盟することにより、今後は他大学との相対評価を実施する必要がある。

これらを踏まえ、本学にいわゆる「評価文化」の定着を図る取り組みを進める必要がある。

さらに、本学の法人化の方針を踏まえ、計画目標を置いた大学運営と日々の自己点検・評価を行うシステムの構築が求められる。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

第1回自己点検・評価で示された大学刷新の要請のポイント及び対応の基本である① 研究中心の大学から教育中心の大学への転換、② 大学における競争原理の導入、③ 民間、地域から孤立しがちな傾向の改善、に繋がる公立大学の法人化についての対応を研究する「公立大学の法人化に関する研究会」（以下「研究会」という。）を平成14年6月に設置した。

研究会では、平成14年度に6回にわたる公立大学の法人化について研究を行い、平成15年には、公立大の法人化に関する法律「地方独立行政法人法」及び国立大学の独立行政法人化に関する「国立大学法人法」が成立する見込みとなり、研究会を充実させ、学長直属の「公立大学法人化対策委員会」（以下「対策委員会」という。）に改め、本学の発展に向けた改善策について、より具体的に公立大学の法人化について検討を進めた。

平成16年4月、すべての国立大学が法人化されたという現実と、公立大学の全国的な改革に向けた急激な動向を踏まえ、対策委員会をさらに充実させた「大学将来構想検

討懇談会」を発足させ、本学の建学の理念に基づくカリキュラムのあり方等を含め、包括的な大学の将来構想を話し合い、法人化に向けた検討を行う体制を整えた。

【点検・評価】

今回の自己点検・評価によって具体化した「点検・評価」、「将来の改善・改革に向けた方策」は、「法人化する」、「法人化しない」に関わらず改善していかなければならない。

本学の場合、平成19年を目標に法人化することが、設置者の方針として示された。本学としても、大学将来構想検討懇談会において法人化に向けた方針を平成16年9月に中間まとめとして提起し、平成17年3月には、法人化を前提とした大学将来構想検討懇談会の報告書をまとめ、統合・法人化した後の本学の方針として設置者に具申したところである。

今回の自己点検・評価は、この大学将来構想検討懇談会での大学の将来構想の検討と並行して実施したものであり、法人化に向けた点検・評価を意識したものである。

しかしながら、財政計画、事務組織、人事システムなど、法人化に伴い今回の自己点検・評価で示されたもの以上の大きな改善・改革を実施していかなければならないことは、容易に想定される。

今回の自己点検・評価を基礎に、法人化のメリットを最大限に生かした、魅力と競争力のある大学を実現するよう努めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今回の自己点検・評価を基礎に、全教職員が一致して法人化に向け改善・改革に取り組む体制を確立していかなければならない。また、教員個別の研究、教育、地域貢献の業績について、その業績に即した評価を定期的に行う人事評価システムを構築する必要がある。

国立大学の法人化により熾烈な大学間競争の時代を迎え、公立大学を取り巻く情勢はいつそう厳しいものとなってきている。このため、恒常的な改善・改革に向け自主的に迅速に対応するための制度システムを早急に検討する必要がある。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置として、その適切性の評価が必要である。

本学では、大学運営に関し学外の有識者から広く意見を求めるため参与を置き（学則第16条）、参与は、本学の運営に関し、学長の求めに応じて意見を述べる（島根県立大学参与規程第2条）こととしている。

平成16年度に参与の任期満了に併せ規程を見直し、参与の充実を図り、学識経験者、経済界からの新たに3名の参与を追加選任し、参与を8名とするとともに、参与の男女比も改めた。今回の自己点検・評価に当たり、その客観性・妥当性を確保し、学外者からの意見を点検・評価に反映するため、自己点検・評価報告書を作成する過程で、この参与会を2回開催し、意見交換を行った。

(注：意見交換の概要は、Ⅲ 終章に「本学自己点検に対する参与会による評価」として掲載した。)

【点検・評価】

島根県立大学参与規程の見直しを行い、本学の運営に関し、より広く意見を受け入れる体制を整えた。また、大学完成後初めて実施する今回の自己点検・評価は、(財)大学基準協会に加盟することを前提に認証評価機関による「認証評価」を受けることとした。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(財)大学基準協会に加盟することにより、今後は定期的に評価を受けることとする。また、法人化に向けた検討を進めていく中で、今回の自己点検・評価結果を基にした、改善・改革に向けた取組みの進捗状況、新たな改善・改革の方策について、客観性・妥当性を確保するための措置として、学外有識者の意見を聴取する機会、体制を充実していく必要がある。

(4) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

【現状の説明】

大学認可時(平成11年12月22日)に留意事項として指摘された点は、次のとおりである。

- ① 設置の趣旨が活かされるよう、教育課程の充実を図ること。
- ② 編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に添った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること。
- ③ 島根県立国際短期大学については、平成12年4月1日で学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止すること。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けた方策】

上記留意事項に対する履行状況及び今後の改善・改革に向けた方策は、次のとおりである。

- ① 設置の趣旨が活かされるよう、教育課程の充実を図ること、について

開学時に予定した教育課程を実施しつつ教育委員会、自己点検・評価委員会等で、その見直しを行い、より充実した内容としてきた。

今後も諸科学の総合を目指す本学の教育課程において、教養と人間性の重視がより緊密に政策研究に組み込まれるよう、長期的・戦略的な観点からの教育課程の改革に取り組むとともに、短期的な教育課程の再検討を行う学内組織を設置し教育課程の充実・改善に取り組んでいく。

- ② 編入学生の受入れについては、定員の遵守、学科の設置の趣旨に添った既修得単位の認定及び履修上の配慮に努めること、について

設置認可申請の趣旨に沿って、既修得単位の認定を行い、また、総合化演習の担当職員を中心に、個々の履修経歴に応じた教育・指導を行ってきた。

3年次への編入学は、本学の開学と同時に募集を停止した島根県立国際短期大学の卒業生の4年制大学への進学道を開くという開学当初の特別な要請もあり、募集定員を10名として受け入れてきた。平成15年度をもって、この特別な要請が充足されたことを確認したことから、平成16年度から募集定員を若干名に切り替えた。今後も、4年制大学に編入学して勉学を続けたいという学生への道を開くとともに、多様な能力や経験を持った学生を受け入れていくこととする。

- ③ 島根県立国際短期大学については、平成12年4月1日で学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止すること、について

平成12年3月31日をもって廃止した。

(5) 大学院に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

【現状の説明】

大学院認可時（平成14年12月19日）に留意事項として指摘された点は、次のとおりである。

（留意事項）

大学院設置の趣旨が活かされるよう、教育課程、教員組織について充実させるとともに、社会人学生の通学の利便性確保についてさらに検討すること。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けた方策】

ミクロ、マクロ経済学の講義のために兼任講師を採用した。また、社会人学生の通学の利便性を考慮して、多くの科目を週の後半に配置し、通学のための駐車場を確保するとともに、学内の宿泊施設も利用できるよう努めた。